

船種及び船名 汽船 フェリー太陽

第2分冊

船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号 135426

船籍港又は定係港 鹿児島県熊毛郡屋久島町

船舶所有者 鹿児島県熊毛郡屋久島町

船舶検査手帳

平成26年 3月 5日 交付

九州運輸局鹿児島運輸支局長 川原 義人

## 船舶所有者等の変更事項

下記欄は、船舶検査手帳の表紙に記載されている船舶番号、船舶所有者等の変更に関する記録を示すものである。

処理年月日	変 更 事 項	管 海 官 庁

(注) 管海官庁の欄は、当該処理を行った管海官庁名及び当該官庁の略符のゴム印を押印すること。



(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記 事	検査執行年月日 及び管海官庁
25年 11月 15日から  26年 5月 15日まで	(特) 第一種中間検査	第1分冊から転記 臨時変更証交付	平成26年3月5日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長
年 月 日から  年 月 日まで	臨時検査		平成26年7月4日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長
年 月 日から  年 月 日まで	臨時検査	臨時変更証交付	平成26年11月27日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長
年 月 日から  年 月 日まで	第 中 間 種 類 検 査		平成27年2月23日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長
年 月 日から  年 月 日まで	臨時検査	臨時変更証交付	平成27年5月29日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長
年 月 日から  年 月 日まで	臨時検査	臨時変更証交付	平成27年7月2日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長

(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記 事	検査執行年月日 及び管海官庁
年 月 日から  年 月 日まで	定期検査		平成28年3月7日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長
年 月 日から  年 月 日まで	臨時検査		平成28年9月27日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長
年 月 日から  年 月 日まで	臨時検査	最大搭載人員変更	平成29年11月27日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長
<del>年 月 日から                       年 月 日まで</del>	<del>第1種 定期検査</del>	<del>九州運輸局 鹿児島運輸支局長</del>	<del></del>
年 月 日から  年 月 日まで	第1種 中間検査	臨時変更証交付	平成29年2月14日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長
年 月 日から  年 月 日まで	第1種 中間検査	臨時変更証交付	平成30年2月27日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長

(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記 事	検査執行年月日 及び管海官庁
年 月 日から  年 月 日まで	(特) 第 1 種 中間検査	臨時変更証交付	平成31年3月1日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長
年 月 日から  年 月 日まで	第 1 種 中間検査	臨時変更証交付	令和2年2月27日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長
年 月 日から  年 月 日まで	定期検査		令和2年11月17日 九州運輸局 鹿児島運輸支局長
<del>年 月 日から</del>  <del>3年3月16日まで</del>	臨時検査 ・舵取り外し ・荷載喫水線 ・クランク検定テスト ・主機・補機等 ・プロペラ取り外し ・プロペラ軸の検査		
年 月 日から  年 月 日まで			
年 月 日から  年 月 日まで			

(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記 事	検査執行年月日 及び管海官庁
年 月 日から  年 月 日まで			
年 月 日から  年 月 日まで			
年 月 日から  年 月 日まで			
年 月 日から  年 月 日まで			
年 月 日から  年 月 日まで			
年 月 日から  年 月 日まで			







(3) ドック入れ又は上架の記録

時 期	場 所	船底、かじ及びプロペラの状態
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

- (注) 1. この記録は、船舶所有者が記載すること。  
2. この記録は、船底、かじ及びプロペラの検査を受けるためドック入れ又は上架した場合は、記載を要しない。  
3. 船舶安全法第8条第1項の船舶については、記載を要しない。

(3) ドック入れ又は上架の記録

時 期	場 所	船底、かじ及びプロペラの状態
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

- (注) 1. この記録は、船舶所有者が記載すること。  
2. この記録は、船底、かじ及びプロペラの検査を受けるためドック入れ又は上架した場合は、記載を要しない。  
3. 船舶安全法第8条第1項の船舶については、記載を要しない。

(4) 保守の記録

時 期	船体の部分又は物件の名称	保 守 の 内 容	備 考
平成 27年 2月20日	救命支援艇	ボートフォールの新替を行った。	第一種 中間検査時 鹿 Dock (株)にて
平成 29年 2月20日	救命支援艇	ボートフォールの振り替えを行った。	・中間検査 鹿 Dock 鉄工(株) にて。
平成 31年 2月16日	救命支援艇	ボートフォールの新替を行った。	第一種(特) 中間検査時 鹿 Dock 鉄工(株) にて
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

- (注) 1. この記録は、船舶所有者が記載すること。  
 2. この記録は、検査を受けた事項について変更をした場合又は変更が生じたため修理等をした場合にその内容を記載すること。ただし、当該変更について臨時検査を受けるべき事由が生じた場合は、記載を要しない。  
 3. 船舶安全法第8条第1項の船舶の船舶安全法施行規則第47条の2第1号に掲げる事項については、記載を要しない。

#### (4) 保守の記録

時 期	船体の部分又は物件の名称	保 守 の 内 容	備 考
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

- (注) 1. この記録は、船舶所有者が記載すること。  
2. この記録は、検査を受けた事項について変更をした場合又は変更が生じたため修理等をした場合にその内容を記載すること。ただし、当該変更について臨時検査を受けるべき事由が生じた場合は、記載を要しない。  
3. 船舶安全法第8条第1項の船舶の船舶安全法施行規則第47条の2第1号に掲げる事項については、記載を要しない。